

建設業許可通知書

十帯建指 第 31-79 号指令

商号・名称 (株) 道栄重機

代表者 鎌田 政己

令和7年 6月 2日 申請の一般建設業の許可については、建設業法第3条第1項の規定により、次のとおり許可します。

令和 7 年 6 月 13 日

(2025 年)

北海道知事 鈴木 直道



記

許可番号 北海道知事許可(般-7)十第 02684 号

許可の有効期間 令和7年 6月13日 から 令和12年 6月12日 まで

建設業の種類

土木工事業
とび・土工工事業
鋼構造物工事業
しゅんせつ工事業
水道施設工事業

建築工事業
石工事業
舗装工事業
塗装工事業
解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限; 令和12年 5月13日
(この日が北海道の休日に該当する場合は、直後の開庁日)